

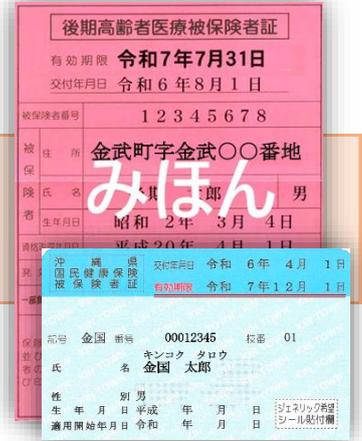
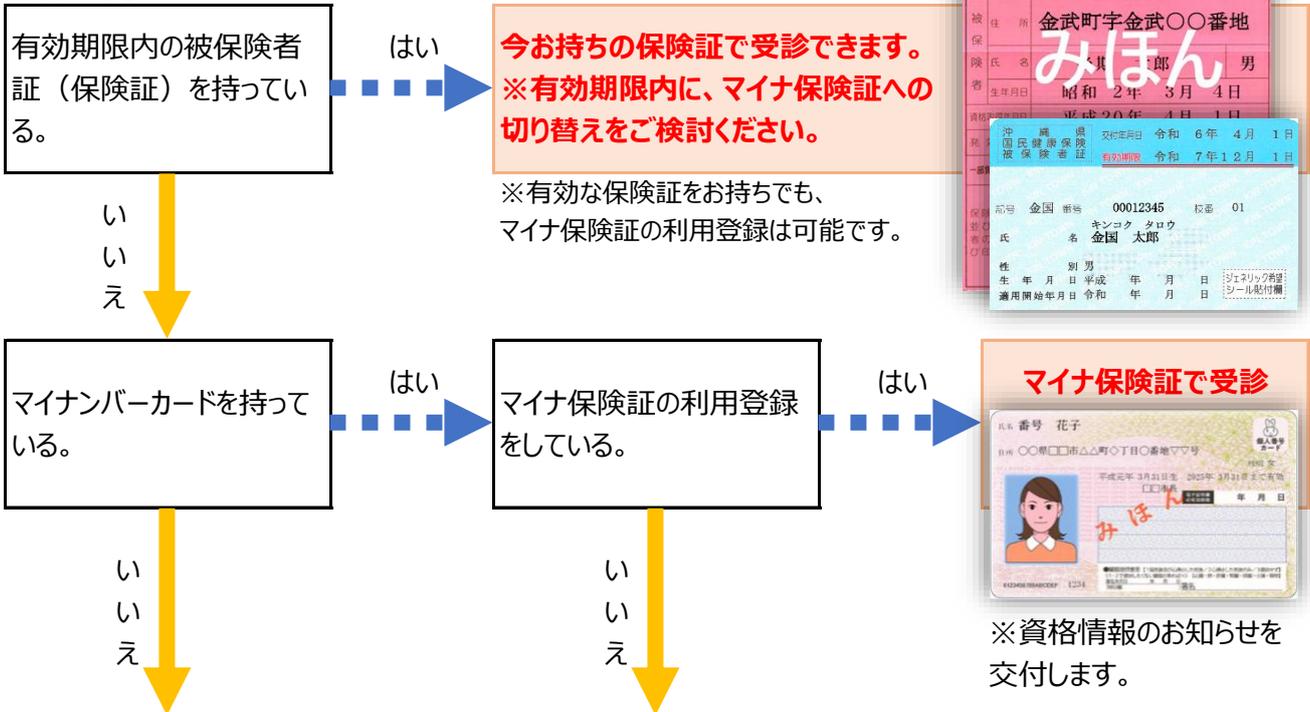
■ マイナ保険証一体化（R6.12.2以降）の医療機関の受診について

今年の12月2日に、現行の健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行されます。

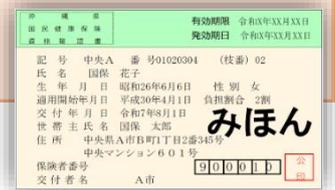
今お持ちの保険証が有効期限内であれば、これまでどおりの医療受診が可能です。

有効期限が切れる前において、マイナ保険証を持っていない、マイナ保険証の利用登録が済んでいない場合など、必要な方には『資格確認書』を交付します。

【スタート】



- ①マイナンバーカードを持っていない方
- ②マイナンバーカードは持っているが、健康保険証としての利用登録はしていない方
- ③DV被害者などで、オンラインによる自己情報の閲覧ができないように設定をされている方には、町から資格確認書（これまでの健康保険証に似たカード）を交付します。この**資格確認書を提示することにより、受診可能**となります。



【資格確認書】

資格確認書とは、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を受けることができない状況にある方の、氏名・生年月日、被保険者等記号・番号、保険者情報等が記載されたカードです。

資格確認書が交付された後に、マイナ保険証の利用登録をした場合において、資格確認書の返却は必要ありません。

【資格情報のお知らせ】

マイナ保険証では、スマートフォン等でポータルサイトにアクセスしないと、自分がどの健康保険に加入しているか、自己負担が何割なのかわかりにくいと、簡単に把握できるよう、町から資格情報を通知します。（資格情報のお知らせだけでは、医療受診はできませんので、マイナンバーカードと一緒にお願いします。）